建設ユニオン共済給付一覧

項目			金額（備考）	シルバー共済金額
組合員	普通死亡		100万円と花輪　65歳以上　60万円と花輪 ※	10万円と花輪
	事故死亡		200万円と花輪　65歳以上　110万円と花輪 ※	
	不慮の事故等による障がい1級・2級と3級の一部		4万円から200万円　65歳以上　2万円から100万円 ※	10万円
	病気等による重度障がい1級・2級と3級の一部		100万円　65歳以上　60万円 ※	なし
	けが入院		1日千円　最高180日 ※	
	傷病見舞金		入院による休業　5日目から最高180日　1日6,000円 44歳までの病気入院　1日8千円	休業5日目より180日目まで1日1,000円（最高180日）
			病気通院による休業　5日目から最高180日　1日3,000円	
			けが入院　5日目から最高180日　1日3,000円	
			けが通院　5日目から最高180日　1日2,000円	
			労災事故、交通事故による休業 30日以上休業した場合、休業5日目より1日につき、1千円を最高50日間給付。労災、交通事故それぞれ最高50日間の給付日数（なお、この給付は180日の給付日数には組み入れません）	同左
	傷病見舞金再給付		180日を給付後3年間経過し、入通院で休業した場合は、現行の傷病見舞金制度に該当する日額を60日間給付	なし
	骨髄等臓器移植休業見舞金		入通院による休業　1日目から最高180日、1日10,000円。 臓器移植見舞金については、組合加入1年後から適用	なし
	組合活動中の事故見舞金	死亡	300万円	同左
		障がい見舞金	8万円から300万円	
		見舞金	1日目から44日目まで　（44日間）　1日1,000円	
			45日目から74日目まで　（30日間）　1日2,000円	
			75日目から180日目まで　（106日間）　1日3,000円	
		入院見舞金	1日目から180日目まで　（180日間）　1日1,000円	
	結婚祝金		3万円（組合加入後、6ヶ月経過した際に受給資格を得ます）	同左
	長寿祝金		77歳を迎えた際　3万円　80歳を迎えた際　1万円	同左
	各種祝金		成人（20歳時）、敬老（65歳時）、出生　各2万円	同左
入学祝			小学校・中学校　それぞれ1万円（相当額）※組合員の子が対象	同左
配偶者の死亡			5万円と花輪	
父母および子の死亡			1万円	
自宅	全焼		最高　10万円（借家やアパート居住者も同額）（09年4月より）	5万円
	半焼		最高　5万円（借家やアパート居住者も同額）（09年4月より）	3万円
	一部焼・風水害		最高　2万円（09年4月より）	同左
	建築中の建物の火災		最高　5万円　自分で自宅を施工している際の新築中の建物火災に適用	

※保障内容の一部は全労済が共済引受団体になります。

02年8月以降の加入者が75歳以上になった場合の事由発生には給付が制限されます。

（注1）共済受給資格発生は組合加入が承認された中央執行委員会の翌月1日からの発生事由が対象となります。ただし、傷病見舞金については、加入が承認された中央執行委員会の翌月から6ヶ月後の翌月1日以降の発生事由が対象となります。（2015年4月1日より）

（注2）「シルバー共済」は、60歳を超えて加入した組合員に適用されます。

（注3）傷病見舞金制度の給付日数は入院や通院、通算年数にもかかわらず180日が限度です。

（注4）傷病見舞金の通院時の給付は、通院日数×4倍、もしくは医師の労務不能日数の少ない方での給付となります。ただし、骨折等で固定治療（ギブス等）の場合は、医師の証明日数での給付となります。なお、特殊事情については考慮します。支部にご相談ください。

（注5）傷病見舞金の申請時は、支部執行委員長が組織証明を行います。また、各種お祝い、火災等の見舞金申請は、分会で証明が必要です。支部にご相談ください。

（注6）すべての請求時効は3年間です。

（注7）組合共済の給付は、組合員本人の事由が対象です。